平成２８年（フ）第１０７号
山形市成沢西２丁目７番33号、開始決定時の住所山形市城北町１丁目２番４号
破産者　工藤　和子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
群馬県館林市新宿１丁目16番１号　カスミ館林雄飛寮、住民票上の住所富山市古志町５丁目98番地
破産者　甘酸鹹富樫こと　富樫　　隆
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５６号
愛知県東海市富木島町森前４番地　ニューシティ森前Ａ　103号室、開始決定時の住所愛知県東海市富木島町西長口83番地の１
破産者　新美　　孝
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目８番26号
破産者　野坂　謙一
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
佐賀県鳥栖市原町1328番地１、前住所福岡県久留米市東櫛原町1037番地１　ナポレ久留米けやき通り202号
破産者　木下　広道
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
愛知県豊川市諏訪西町１丁目89番地
破産者　深谷　和彦
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県たつの市新宮町栗町234番地２
破産者　黒田牧場こと　黒田　　隆
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２８１号
高知市本町３丁目３－18　杉村勝正方、開始決定時の住民票上の住所高知市はりまや町３丁目５番19号
破産者　植田　道代
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０５号
北九州市戸畑区沖台２丁目16番２－104号
破産者　太田　順子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２８１号
福岡市博多区東月隈５丁目７番２号
破産者　石丸　好郎
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５６号
仙台市泉区南中山２丁目36番地の７、開始決定時の住所仙台市太白区金剛沢１丁目21番３号
破産者　松崎　孝秀
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
兵庫県高砂市米田町島74番地の１　Ｔ・Ｓビル304号
破産者　児島　三枝
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７４号
広島市安芸区中野３丁目26番28号
破産者　大室　　猛
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西２丁目64番地　サンビレッジ紅葉ケ丘102号
破産者　岡田　貴人
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１９号
福岡県大野城市若草３丁目５番６－203号、前住所福岡県大野城市若草２丁目15番21号
破産者　樋口　淳子（旧姓奈須）
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３号
北海道川上郡標茶町桜２丁目６番地　ハイム小山内　２、開始決定時の住所北海道川上郡標茶町旭２丁目２番１号
破産者　加藤　春夫
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県洲本市五色町鮎原鮎の郷476番地104　市営住宅鮎の郷団地206号、開始決定時の住所兵庫県洲本市桑間417番地２
破産者　岡本　和佳
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係